さぬき市長寿介護課

**指定更新申請手続きについて**

１．指定更新手続きの概要

事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失います。そのため、指定事業所として引き続きサービス提供を行う場合は、指定有効期間満了日までに指定の更新を受ける必要があります。

介護保険法の改正により、平成３０年４月１日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市町に移譲されましたので、指定更新手続きは、指定更新申請書に必要書類を添えて、さぬき市長寿介護課へ提出してください。

２．提出書類

（１）指定更新申請書

（２）別添書類

　　　・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式１）

　　　・主任介護支援専門員研修修了証書の写し（有資格者）

　　　・介護支援専門員証の写し（全員）　※写真入りカードタイプの写し

　　　・誓約書（法第７９条第２項各号の規定に該当しない旨の誓約書）（参考様式７-１）

　　　・介護支援専門員の氏名及びその登録番号（参考様式１０）

（４）その他添付書類（更新申請以前に届け出た内容から変更がある場合のみ）

更新時に、更新申請以前に届け出た内容（変更届）から変更がある場合については、指定更新申請とは別に「変更届」を添付して提出してください。

（５）更新申請手数料

更新申請手数料は10,000円です。

３．提出方法

（１）提出先：さぬき市長寿介護課

（２）提出時期：遅くとも**指定有効期間満了日の１ヶ月前**

（３）提出方法：**持参**

４．休止中の事業所

休止中の事業所については、指定の更新を受けることができません。指定有効期間満了日をもって指定の効力を失うこととなります。ただし、指定有効期間満了日前までに休止理由等を解消した上で、再開届を提出し事業を再開すれば更新を受けることができます。また、指定の更新を受けない事業所については、別途、「廃止届」を提出してください。

５．申請書類提出後の変更、廃止、休止について

（１）申請書提出後に変更が生じた場合

変更届を提出してください。提出先はさぬき市長寿介護課です。

（２）申請書提出後、事業所を廃止・休止する場合

指定の更新を受けることができませんので、廃止・休止届と併せて指定更新申請の取下げ書（任意様式）を提出してください。なお、申請書提出時に徴収した指定更新手数料の返還はできません。